

様式第7号

## 入札参加資格制限措置(指名停止)の運用状況一覧表(建設工事等)

(期間 令和8年2月1日～令和8年4月30日)

No.	業者名	本社所在地	入札参加資格制限措置の期間			入札参加資格制限措置の理由	備考
			始期	終期	期間		
1	多田建設(株)	福島市	令和8年2月24日	令和8年3月23日	1か月	別表第1-5 (公衆損害事故)	
2	霜山砕石工業(株)	伊達市	令和8年2月24日	令和8年3月23日	1か月	別表第1-5 (公衆損害事故)	
3	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	神奈川県	令和8年2月24日	令和8年3月9日	2週間	別表第1-8 (工事関係者事故)	
4	飛鳥建設(株)	東京都	令和8年2月24日	令和8年3月9日	2週間	別表第1-8 (工事関係者事故)	
5	佐藤工業(株)	福島市	令和8年2月24日	令和8年3月9日	2週間	別表第1-8 (工事関係者事故)	
6	(株)安藤組	福島市	令和8年2月24日	令和8年3月9日	2週間	別表第1-8 (工事関係者事故)	
7	(株)本多組	二本松市	令和8年3月9日	令和8年9月8日	6か月	別表第2-8 (不正又は不誠実な行為)	
8	昭和建設工業(株)	郡山市	令和8年3月23日	令和8年5月6日	1か月2週間	別表第1-7 (工事関係者事故)	
9	片山産業(株)	郡山市	令和8年3月23日	令和8年5月6日	1か月2週間	別表第1-7 (工事関係者事故)	
10	(有)クリーンテック福島	いわき市	令和8年3月23日	令和8年4月12日	3週間	別表第1-6 (公衆損害事故)	
11	関場建設(株)	南相馬市	令和8年3月23日	令和8年4月22日	1か月	別表第1-5 (公衆損害事故)	
12	大藤造園(株)	川俣町	令和8年3月23日	令和8年4月22日	1か月	別表第1-5 (公衆損害事故)	
13	石橋建設工業(株)	本宮市	令和8年3月23日	令和8年4月12日	3週間	別表第1-7 (工事関係者事故)	
14	菅野建設(株)	福島市	令和8年3月23日	令和8年4月12日	3週間	別表第1-7 (工事関係者事故)	
15	(有)安部建業	二本松市	令和8年3月23日	令和9年3月22日	12か月	別表第2-8 (不正又は不誠実な行為)	
16	(株)大林組	東京都	令和8年4月20日	令和8年7月19日	3か月	別表第2-8 (不正又は不誠実な行為)	
17	(株)福田建設	郡山市	令和8年4月27日	令和8年7月26日	3か月	別表第1-2 (過失等による粗雑工事)	

## 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況一覧表(森林整備)

(期間 令和8年2月1日～令和8年4月30日)

No.	業者名	本社所在地	入札参加資格制限措置の期間			入札参加資格制限措置の理由	備考
			始期	終期	期間		
1	南会津森林組合	南会津町	令和8年2月12日	令和8年3月11日	1か月	福島県森林整備業務等入札参加資格制限措置要綱別表第1の8(一般業務等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、業務等関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき)に該当するため。	
2	武田林産	二本松市	令和8年2月12日	令和8年2月25日	2週間	福島県森林整備業務等入札参加資格制限措置要綱別表第1の8(一般業務等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、業務等関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき)に該当するため。	
3	田村森林組合	田村市	令和8年2月12日	令和8年3月4日	3週間	福島県森林整備業務等入札参加資格制限措置要綱別表第1の8(一般業務等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、業務等関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき)に該当するため。	
4	菅野建築(株)	二本松市	令和8年2月12日	令和8年3月4日	3週間	福島県森林整備業務等入札参加資格制限措置要綱別表第1の8(一般業務等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、業務等関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき)に該当するため。	
5	菅野建築(株)	二本松市	令和8年3月31日	令和8年4月27日	4週間	福島県森林整備業務等入札参加資格制限措置要綱別表第1の6(一般業務等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。)	
6	いわき市森林組合	いわき市	令和8年3月31日	令和8年4月13日	2週間	福島県森林整備業務等入札参加資格制限措置要綱別表第1の7(県発注業務等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、業務等関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。)	